

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正 (高齢福祉課) 2
- 亀岡市民生委員推せん会設置規則の一部改正 (地域福祉課) 2
- 亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則 (子育て支援課) 3
- 亀岡市保育の利用に関する規則 (子育て支援課) 6

—— 告 示 ——

- 亀岡市不妊治療助成金交付要綱の全部改正 (健康増進課) 8
- 亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (子育て支援課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 13
- 公示送達 (税務課) 13
- 公示送達 (税務課) 15
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 15
- 公示送達 (税務課) 16
- 公示送達 (税務課) 17
- 公示送達 (保険医療課) 18
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 18
- 公示送達 (税務課) 19
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 20

- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 20
- 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱及び簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 20
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課) 22
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 22

—— 公 告 ——

- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 23
- 一般競争入札の執行 (会計課) 24
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 (市民課) 26
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 28
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 29
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 33
- 亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課) 34

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 48

○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 48

○衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所 48

——— 公 告 ———

○亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補予定者説明会の日程の変更 49

上下水道部欄

——— 告 示 ———

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の取消しの告示 50

規 則

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第25号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「24 機能訓練事業参加費用の収納」を「24 介護予防教室一部負担金の収納」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市民生委員推せん会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第26号

亀岡市民生委員推せん会設置規則
の一部を改正する規則

亀岡市民生委員推せん会設置規則（昭和35年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「14人」を「12人」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則をここに公布する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第27号

亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の認定（法第19条第

1項第1号に該当する小学校就学前子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することの認定を除く。以下「保育の必要性の認定」という。）の基準その他法第20条第4項の支給認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（保育の必要性の認定基準）

第3条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に行うものとする。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規

定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。

(9) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、保育を必要とする小学校就学前子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、その保育の必要性の認定の基準を調整することができる。

(1) 同居の親族その他の者による保育を受けることができる状態にあること。

(2) 前号に掲げるもののほか、保育の必要性の認定の基準を調整することが適当である

と市長が認める状態にあること。

(申請)

第4条 法第20条第1項の認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者（以下「申請者」という。）は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第2条第2項第1号に規定する利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、これを省略することができるものとする。

(2) 保育を必要とする事由に応じて支給認定のための審査及び調査に必要な書類として市長が別に定める書類（調査及び審査）

第5条 市長は、申請内容及び支給認定に係る状況を把握するため、申請書及び添付書類の確認、保護者との面接等により調査及び審査を行うものとする。

(支給認定)

第6条 市長は、前条の調査及び審査の結果、第4条の申請に係る小学校就学前子どもが法第19条第1項各号に該当すると認められるときは、支給認定を行うものとする。

2 法第20条第3項の保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。以下「保育標準時間認定」という。）又は平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。以下「保育短時間認定」という。）の区分に分けて行うものとする。

3 前項の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区分に分けて行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号又は第7号に該当するとき。次に掲げる区分に応じ、次に定める区分

ア 就労し、就学し、又は職業訓練を受講する時間が1月において120時間以上であることを常態とするとき。保育標準時間認定

イ 就労し、就学し、又は職業訓練を受講する時間が1月において120時間未満（就労にあっては48時間以上に限る。）であることを常態とするとき。

保育短時間認定

(2) 第3条第1項第2号から第5号まで又は第8号のいずれかに該当するとき。保育標準時間認定

(3) 第3条第1項第6号又は第9号に該当するとき。保育短時間認定

(4) 第3条第1項第10号に該当するとき。
前3号に掲げる区分に準じ、その事由を勘案して市長が認定する保育標準時間認定又は保育短時間認定

4 市長は、第3条第1項第3号、第6号又は第9号に掲げる事由について、保育必要量の認定を第2項に規定する区分に分けて行うことが適当でないと認める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができる。

（有効期間）

第7条 市長は、前条の支給認定を行うに当たっては、法第21条及び施行規則第8条の規定に基づき、当該支給認定の有効期間を定めるものとする。

2 施行規則第8条第4号ロ、第6号、第7号、第12号及び第13号の市町村が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める期間とする。

(1) 施行規則第8条第4号ロ 90日

(2) 施行規則第8条第6号及び第12号 育児休業の期間等当該小学校就学前子ども及びその保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して市長が認める期間（育児休業に係る子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。）

(3) 施行規則第8条第7号及び第13号 保育が必要な事由並びに当該小学校就学前子ども及びその保護者の状況を勘案して市長が認める期間
（認定証の交付等）

第8条 市長は、第6条の支給認定を行ったときは、法第20条第4項の支給認定証を当該申請者に交付するものとする。

2 施行規則第2条第4項の規定により特定教育・保育施設等を経由して申請書が提出された場合における支給認定証の交付は、当該申請の際に経由した特定教育・保育施設等を経由して行うものとする。

3 市長は、申請者及び当該申請者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該申請者の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

（却下）

第9条 市長は、申請者が当該申請に係る子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（現況届）

第10条 申請書は、法第22条の規定による現況届として使用することができるものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第3項の規定にかかわらず、法の施行の日の前日から引き続いて特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）に入所し、又は入所していることが見込まれる小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定については、当該認定に係る申請者が希望した場合は、保育標準時間認定とすることができる。

「揭示済」

亀岡市保育の利用に関する規則をここに公布する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第28号

亀岡市保育の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項及び第4項に規定する保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所の手続)

第2条 保育の利用を希望する保護者（以下

「申込者」という。）は、保育所入所申込書を福祉事務所に提出しなければならない。

2 福祉事務所に提出したときは、審査の上、入所の可否を決定し、保育所入所承諾書又は保育所入所不承諾通知書により申込者に通知する。

(優先利用の基準)

第3条 保育を必要とする児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保育を必要とする児童が特定教育・保育施設等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条第1項の特定教育・保育施設等をいい、幼稚園を除く。以下同じ。）を優先的に利用することができるよう、児童福祉法第24条第3項（同法第73条において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する調整及び要請を行うものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭等に属していること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属していること。
- (3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。
- (4) 児童虐待を受け、又は保護者が配偶者からの暴力を受けるおそれがあることその他社会的養護の必要性があること。
- (5) 障害を有していること。
- (6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。
- (7) 利用しようとする特定教育・保育施設等が、当該児童の兄弟姉妹が現に利用し、又は利用しようとする特定教育・保育施設等と同一であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類すると福祉事務所長が認める状態にあること。

(退所)

第4条 福祉事務所長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は退所させることができる。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則（平成26年亀岡市規則第27号）第3条の保育の必要性の認定基準に該当しなくなったとき。
- (3) 疾病その他の事由により児童が保育に堪えられなくなったとき。
- (4) その他退所を適当と認めるとき。

(退所に関する届出)

第5条 保護者が児童を退所させようとするときは、保育所退所届により福祉事務所長に届け出なければならない。

(保育の利用解除通知)

第6条 福祉事務所長は、前2条の規定により退所させる場合は、速やかに保育の利用解除通知書により保護者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(亀岡市保育の実施に関する条例施行規則の廃止)

2 亀岡市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年亀岡市規則第6号）は、廃止する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第219号

亀岡市不妊治療助成金交付要綱（平成23年亀岡市告示第141号）の全部を次のように改正する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子を希望しながらも恵まれないため、不妊治療（医療機関において不妊症と診断された者に対する当該症状に係る治療行為をいう。以下同じ。）又は不育症治療（医療機関において不育症と診断するための検査及び当該症状に係る治療行為をいう。以下同じ。）を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊及び不育で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住地を有し、かつ、京都府内に1年以上居住地を有する夫婦（次条第1号の一般不妊治療費助成事業（人工授精を除く。）及び次条第3号の不育症治療費助成事業（第4号において「医療保険適用対象事業」という。）にあっては、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある男女

を含む。）

- (2) 医療機関において次条に規定する助成対象の治療等を受けた者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けている世帯に属する者でないこと。
- (4) 医療保険適用対象事業にあっては、別表第1に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に基づく被保険者、加入者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者であること。

（対象事業）

第3条 助成の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 一般不妊治療費助成事業

医療機関において不妊症と診断された対象者が受ける人工授精及び医療保険各法に基づく不妊治療に対して医療費を負担した場合に、その負担した医療費の一部を助成する事業

- (2) 男性不妊治療費助成事業

医療機関において男性の不妊症と診断された対象者が特定不妊治療費助成事業指定医療機関で実施する体外受精及び顕微授精に至る一環として行われる精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引法その他の精子を精巣又は精巣上体から採取する手術に対して医療費を負担した場合に、その負担した医療費の一部を助成する事業

- (3) 不育症治療費助成事業

医療機関において不育症又はその疑いがあると診断された対象者が医療保険各法に基づく不育症の原因を特定するための検査又は医療保険各法に基づく不育症治療に対して医療費を負担した場合に、その負担した医療費の一部を助成する事業

（対象経費等）

第4条 助成金の対象となる経費及び助成金の

額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付申請書（別記第1号様式）に医療機関証明書（別記第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、診療日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による助成金交付決定通知を受けたときは、市長に請求書を提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに助成金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実施上の留意事項)

第9条 この要綱の実施に当たっては、申請者のプライバシーの保護について、十分留意しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年10月1日の診療分から適用する。

別表第1（第2条関係）

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- 2 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 3 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- 4 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 5 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 6 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

別記第1号様式(第5条関係)

亀岡市不妊及び不育症治療費(一般不妊治療・男性不妊治療・不育症治療等)助成金交付申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者(〒 - -)

住 所 氏 名

電話番号(自宅)

電話番号(携帯)

亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

以下のいずれかにチェックしてください。

一般不妊治療 男性不妊治療 不育症治療等

申請の種類

交付申請額 円

住所 亀岡市

受療者本人 氏名 住民となった日 年 月 日

加入医療保険 種別 国保・健保・船員共済・その他 番号 被扶養者

配偶者 氏名

過去の助成金受給の有無

1 有 「有」の場合過去に助成を受けた自治体

2 無 及び助成額

時期 助成額(円)

年 月 年 月 年 月

〇添付書類

1 医療機関証明書(第2号様式)

2 保険薬局で投薬を受けた方は、薬局からの証明書と併せて提出してください。

人工授精又は男性不妊治療に係る助成を申請する場合

法律上の夫婦であることを証明できる書類(戸籍簿本等)を添付するか、下記の欄に記載してください。

同意欄

本申請の審査に必要な範囲で、住民基本台帳及び市税等に関する公簿を閲覧し、調査することに同意します。

氏名

〇男性不妊治療に係る助成について

男性不妊治療に係る医療費を京都府(京都市)が実施する特定不妊治療費助成事業の医療費として重畳して申請することはありません。以下のいずれかにチェックしてください。

本申請に係る医療費については、特定不妊治療費助成事業の助成金の申請額に含まれていません(含めて申請を行いません。)

特定不妊治療費助成事業の助成金の申請を行いません。(所得制限のため等)

〇医療機関の証明書等報告内容を京都府へ報告を行う事に関する説明書

この助成金は、限られた公費予算から支出を行っています

また、京都府からの補助金の交付を受け実施しており、公費の支出を検証するために必要な事項を京都府に対し報告します。なお、情報の取扱いには、十分留意し、プライバシーは厳守します。

別表第2(第4条関係)

| 対象事業 | 対象経費 | 助成額 |
|---------------|--|---|
| 1 一般不妊治療費助成事業 | (1) 対象者が保険適用される不妊治療に要した医療費の自己負担額(医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより医療費に対し給付(以下「付加給付」という。))を受けた場合は、当該付加給付の額を控除した額) (2) 対象者が人工授精に対して要した医療費 | (1)及び(2)の額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額の合計額(1年度当たり10万円(1)のみに対して助成をする場合は6万円)を上限とする。 |
| 2 男性不妊治療費助成事業 | (1) 対象者が精巣内精子生検採取法による手術その他の精子を精巣から採取するための手術に対して要した医療費 (2) 対象者が精巣上体内精子吸引法による手術その他の精子を精巣上体から採取するための手術に対して要した医療費 | (1)の額に2分の1を乗じて得た額及び(2)の額に2分の1を乗じて得た額(1回の手術につき5万円を上限とする。)の合計額(1年度当たり20万円を上限とする。) |
| 3 不育症治療費助成事業 | 対象者が保険適用される不育症の原因を特定するための検査及び治療に要した医療費の自己負担額(付加給付を受けた場合は、当該付加給付の額を控除した額) | 対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1回の妊娠につき10万円を上限とする。) |

第2号様式の1 (第5条関係)

一般不妊治療医療機関証明書

(宛先) 亀岡市長

医療機関等
所在地
名称
代表者
電話番号

年 月 日

㊞

下記のとおり不妊治療を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。

| | | | |
|-------------------|--|-------------------|------------|
| 受療者氏名 | 男・女 | 生年月日 | 年月日 |
| 病名 (不妊症の原因疾患名) | 不妊治療 開始年月日 | 年月日 | 年月日 |
| 平成年度における診療期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで | | |
| 保険診療に要した総診療点数 | 点 | 了 保険診療分の本人負担(領収)額 | 円 |
| 人工授精に係る本人負担(領収)額 | 円 | ア+イ 合計金額 | 円 |
| 本人負担額の内訳 | 保 険 診 療 分 | | 人工授精の本人負担額 |
| | 区 分 | 診療点数 | 本人負担額 |
| | 年 月 分 | 点 | 円 |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| 不妊治療の内容 | <input type="checkbox"/> クライミング療法(不妊相談) <input type="checkbox"/> 排卵誘発法(内服・注射) <input type="checkbox"/> 腹腔鏡手術 <input type="checkbox"/> その他の手術() <input type="checkbox"/> 人工授精 <input type="checkbox"/> 検査(治療の一環によるものに限る。) <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 妊娠の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 治療継続中 <input type="checkbox"/> 未確認(薬局の場合は記載不要です。) | | |
| 特記事項 | | | |

※院外処方がある場合は、医療機関と薬局それぞれに証明書を作成してください。

第2号様式の2 (第5条関係)

男性不妊治療医療機関証明書

(宛先) 亀岡市長

医療機関等
所在地
名称
代表者
電話番号

年 月 日

㊞

下記のとおり男性不妊治療を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。

| | | |
|----------------------|--|-----|
| 受療者氏名(夫) | 生年月日 | 年月日 |
| 配偶者氏名(妻) | 生年月日 | 年月日 |
| 病名 | | |
| 手術日 | 年 月 日 | |
| 本人負担(領収)額 | 円 | |
| 内容 | <input type="checkbox"/> 精巣内精子生検採取法(TESE)又は精子を精巣から採取するための手術 <input type="checkbox"/> 精巣上体内精子吸引法(MESA)又は精子を精巣上体から採取するための手術 ※いずれも保険適用外の手術であること | |
| 体外受精又は顕微授精を実施する医療機関名 | | |
| 特記事項 | | |

注1 本事業の助成対象となる治療は、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる手術等であり、特定不妊治療費助成事業指定医療機関からの紹介等により、上記男性不妊治療を実施した場合は、

2 食事代、入院費、凍結保存にかかる費用等は、助成の対象となりません。

3 院外処方がある場合は、医療機関と薬局それぞれに証明書を作成してください。

第3号様式(第6条関係)

亀岡市指令 第 号

様

不育症治療等医療機関証明書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

医療機関等
所在地
名称
代表者
電話番号

亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付(不交付)決定通知書

申請のありました亀岡市不妊及び不育症治療費助成金の交付について、亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 交付

助成金交付額 円 (年度治療分)

2 不交付

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

「揭示済」

第2号様式の3(第5条関係)

| | | | |
|-----------------|--|---|---------------|
| 受療者氏名 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 病名 | 治療開始 | 年月日 | 年 月 日 |
| 今回の診療期間及び治療等の状況 | 年 月 日から | 年月日まで | |
| 保険診療に要した総点数 | □終了 | □治療継続中 | 円 |
| | 保険診療点 | 本人負担(領収)額 | |
| 本人負担額等の内訳 | 区分 | 診療点数 | 本人負担額 |
| | 年 月 分 | 点 | 円 |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 年 月 分 | | |
| | 検査の内容(保険適用のみ) | <input type="checkbox"/> 免疫異常 <input type="checkbox"/> 内分泌異常 <input type="checkbox"/> 夫婦染色体異常 <input type="checkbox"/> 子宮異常 <input type="checkbox"/> その他() | 治療の内容(保険適用のみ) |
| 出産の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 治療継続中 <input type="checkbox"/> 未確認(薬局の場合は記載不要です。) | 特記事項 | |

注1 食事代、入院費は、助成の対象となりません。
 2 1年以内の申請が必要です。検査から治療終了までの期間が1年を超える場合は、数回に分けて証明してください。
 3 院外処方がある場合は、医療機関と薬局それぞれに証明書を作成してください。

亀岡市告示第220号

亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第221号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2106-41023

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年11月5日

「揭示済」

亀岡市告示第222号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
平成26年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

| | 住所（居所） | 氏名又は名称 |
|----|--------|--------|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |
| 6 | 省略 | 省略 |
| 7 | 省略 | 省略 |
| 8 | 省略 | 省略 |
| 9 | 省略 | 省略 |
| 10 | 省略 | 省略 |
| 11 | 省略 | 省略 |
| 12 | 省略 | 省略 |
| 13 | 省略 | 省略 |
| 14 | 省略 | 省略 |
| 15 | 省略 | 省略 |
| 16 | 省略 | 省略 |
| 17 | 省略 | 省略 |
| 18 | 省略 | 省略 |
| 19 | 省略 | 省略 |
| 20 | 省略 | 省略 |
| 21 | 省略 | 省略 |
| 22 | 省略 | 省略 |
| 23 | 省略 | 省略 |
| 24 | 省略 | 省略 |
| 25 | 省略 | 省略 |
| 26 | 省略 | 省略 |
| 27 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第223号

亀岡市長 栗山正隆

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

記

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

亀0147-81007

平成26年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年11月6日

- 1 送達する書類
平成26年度市民税・府民税の決定又は変更通知書
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

「揭示済」

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第224号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年11月6日

亀岡市告示第225号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成26年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

| | 住 所 | 氏名又は名称 |
|----|-----|--------|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |
| 6 | 省略 | 省略 |
| 7 | 省略 | 省略 |
| 8 | 省略 | 省略 |
| 9 | 省略 | 省略 |
| 10 | 省略 | 省略 |
| 11 | 省略 | 省略 |
| 12 | 省略 | 省略 |
| 13 | 省略 | 省略 |
| 14 | 省略 | 省略 |
| 15 | 省略 | 省略 |
| 16 | 省略 | 省略 |
| 17 | 省略 | 省略 |
| 18 | 省略 | 省略 |
| 19 | 省略 | 省略 |
| 20 | 省略 | 省略 |

| | | |
|----|----|----|
| 21 | 省略 | 省略 |
| 22 | 省略 | 省略 |
| 23 | 省略 | 省略 |

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第226号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書

固定資産価格等登録通知書

平成26年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

| | 住 所（居 所） | 氏名又は名称 |
|---|----------|--------|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |
| 6 | 省略 | 省略 |

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第227号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

省 略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第228号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年11月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2105-12014

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年11月13日

「揭示済」

亀岡市告示第229号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | 送達を受けるべき者 | |
|----|-------------------------------|-----------|--------|
| | | 住 所 | 氏名又は名称 |
| 1 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 2 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 3 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 4 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 5 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 6 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 7 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 8 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 9 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 平成26年度 軽自動車税 | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第230号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年11月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1002-14005

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成26年11月17日

「揭示済」

亀岡市告示第231号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成26年11月27日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成26年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第232号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱及び簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱及び簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

（亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正）

第1条 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 木造住宅 木造の建築物で、住宅の用途に供するもの（住宅以外の用途を兼ねる建築物であって、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものを含む。）のうち、亀岡市内において昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているものをいう。

亀岡市告示第233号

亀岡市長 栗山正隆

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年11月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
千代川町今津二丁目・三丁目の一部
大井町並河坂井の一部
篠町王子下上牧の一部
篠町篠赤畑の一部
篠町夕日ヶ丘三丁目の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第234号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年11月27日

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 撤去した区域
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
JR並河駅前自転車放置禁止区域
JR千代川駅前自転車放置禁止区域
 - 3 撤去した日時
平成26年11月27日（木）
午後1時～午後3時
 - 4 撤去し、保管した台数 7台
 - 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
 - 6 保管期間 告示の日から3箇月間
 - 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
 - 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
 - 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。
- ※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第54号

平成26年亀岡市公告第29号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成28年4月1日までとする。

平成26年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

(合格者受験番号)

・学芸員

2023

・保育士

4001 4009

4502 4503 4505

・保健師

5003 5005

・管理栄養士

6028

「揭示済」

亀岡市公告第55号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年11月10日

亀岡市長 栗山正隆

| | |
|--------------|---|
| 一般競争入札事項 | <p>亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番56・ 亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番57の土地 宅地 合計面積 2,243.47㎡</p> |
| 入札参加資格 | <p>日本国内に居住している人。 ただし、地方自治法施行令第167条の4に該当する人は参加できない。</p> |
| 参加申込み | <p>この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。</p> |
| 入札場所 | <p>亀岡市役所 4階 入札室</p> |
| 入札日時 | <p>平成27年1月27日（火曜日） 入札：午後1時00分から 午後1時50分まで 開札：午後2時00分から</p> |
| 参加申込受付場所及び期間 | <p>参加申込みは、下記の期間内に亀岡市役所1階会計課にて受付ける。 平成26年12月22日（月曜日）から 平成27年1月15日（木曜日）まで（年末・年始を除く。） 受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）</p> |
| 参加申込用紙等の配布期間 | <p>参加申込用紙等は、「亀岡市公有地の売却について（元東つつじヶ丘公民館・都市公園跡地）」として、平成26年11月10日（月曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。 入手できない人は会計課に問い合わせること。</p> |
| 最低売却価格の有無 | <p>最低売却価格を設定する。 最低売却価格 114,000,000円</p> |
| 土地の利用 | <p>入札する物件は、次の土地利用条件が付される。 ア 周辺環境と調和した、良好な住宅団地の開発を、購入者自らが事業主となって実施すること。 なお、購入者自らが一切事業に着手することなく、第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p> |
| 土地の用途制限 | <p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。 ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。 イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第</p> |

| | |
|----------------|---|
| | 122号) 第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。 |
| 無効な入札 | 次の入札は無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 指定の時刻までに提出しなかった入札 ウ 所定の入札書によらない入札 エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札 オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札 カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 ク 入札金額を訂正した入札 ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札 コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札 |
| 落札者の決定方法 | 最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。 |
| 入札保証金 契約保証金 | 入札保証金（金融機関が振り出した保証小切手）は、入札額の5%以上 契約保証金は、契約金額の10%以上 |
| その他 | 入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（元東つつじヶ丘公民館・都市公園跡地）」で確認すること。 |
| 問合せ先 申し込み先 | 亀岡市会計管理室 会計課 0771-22-3131（代表） |

「揭示済」

亀岡市公告第56号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び同法第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

平成26年11月19日

亀岡市長 栗山正隆

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

| 国又は地方公共団体の 機関名 | 請求事由、閲覧 事項の利用目的 | 閲覧年月日 | 閲覧に係る 住民の範囲 |
|----------------------------|------------------------------------|----------------------|----------------|
| 防衛省 自衛隊京都地方協力本部 亀岡募集案内所 | 防衛省自衛隊の自衛官等 の募集に伴う広報を実施 するため | 平成25年12月4日 から6日まで | 亀岡市全域 |

個人又は法人の申出による閲覧

| 閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名) | 申出事由、閲覧 事項の利用目的 | 閲覧年月日 | 閲覧に係る 住民の範囲 |
|---|--|-------------|--|
| (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (内閣府政策統括官(共生社会政 策担当)付参事官(高齢社会対 策担当)宮本 悦子) | 「高齢期に向けた『備 え』に関する意識調査」 実施のための対象者抽出 | 平成25年11月7日 | 千代川町小川1丁目、2丁 目、3丁目 千代川町今津1丁目、2丁 目、3丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (消費者庁長官 阿南 久) | 消費者意識基本調査の対 象者名簿作成 | 平成25年12月10日 | 大井町かすみヶ丘 |
| 株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一 (日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S戦略部長 中野 恵) | 「2014年全国たばこ 喫煙者率調査」実施のた めの対象者抽出 | 平成26年1月16日 | 西つつじヶ丘雲仙台2丁目 |
| (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (日本銀行 情報サービス局 局長 丹治 芳樹) | 「生活意識に関するアン ケート調査」(第58 回)実施のための対象者 抽出 | 平成26年2月19日 | 畑野町広野 |

| 閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名) | 申出事由、閲覧 事項の利用目的 | 閲覧年月日 | 閲覧に係る 住民の範囲 |
|---|---|------------|---|
| 一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (日本放送協会 会長 靱井 勝人) | 「2014年6月全国放送 サービス接触動向調査」 実施のための対象者抽出 | 平成26年3月13日 | 篠町見晴6丁目、7丁目 |
| 株式会社かんでんCSフォーラム 取締役社長 鍵田 吉成 (京都府知事 山田 啓二) | 「京都府政に関する府民 ニーズ調査」実施のため の対象者抽出 | 平成26年5月16日 | 北古世町1丁目 上矢田町 下矢田町2丁目 北河原町1丁目 畑野町広野 大井町かすみヶ丘 千代川町小林 東つつじヶ丘曙台4丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (株式会社野村総合研究所 常務執行役員 此本 臣吾) | 「テレビ視聴に関する調 査」実施のための対象者 抽出 | 平成26年5月28日 | 東つつじヶ丘都台1丁目、2 丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (独立行政法人労働政策研究・研 修機構 理事長 菅野 和夫) | 「60歳代の雇用・生活の 実態と65歳を越えた雇用 促進の条件把握のため の調査」実施のため の対象者抽出 | 平成26年6月11日 | 大井町並河1丁目、2丁目、 3丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (株)時事通信社 代表取締役 西澤 豊) | 「住民意識調査」実施の ための対象者抽出 | 平成26年7月29日 | 篠町広田1丁目 |
| 株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代 (内閣府 大臣官房会計担当参事官 小松 貢 (担当 山下 明範)) | 「市民の社会貢献に関す る実態調査」実施のため の対象者抽出 | 平成26年9月9日 | 荒塚町 |
| 株式会社サーベイリサーチセン ター 代表取締役 藤澤 士朗 (独立行政法人国立環境研究所 理事長 住 明正) | 「これからのライフスタ イルのあり方に関する世 論調査」実施のため の対象者抽出 | 平成26年9月18日 | 吉川町全域 |

「揭示済」

亀岡市公告第57号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成26年11月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成26年11月19日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第58号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年11月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|--|--------------------------|
| (1) 工事番号 | 道改第6号 | |
| (2) 工事名 | 市道中矢田篠線道路新設改良工事（その10） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町篠地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L = 155.4m |
| | | W = 12.0m |
| | 土工 | 一式 |
| | 擁壁工 | |
| | 重力式擁壁 | L = 66.1m |
| | 排水工 | |
| | 側溝工 | L = 113.3m |
| | 管渠工 | L = 136.4m |
| | 集水柵工 | N = 10.0箇所 |
| | 舗装工 | |
| | 排水性アスファルト舗装 | A = 1283.4m ² |
| | アスファルト舗装 | A = 438.8m ² |
| | 道路附属施設工 | |
| | フェンス工 | L = 65.6m |
| | 照明灯 | N = 2.0箇所 |
| | 車止め | N = 2.0箇所 |
| (6) 予定価格（税込） | 35,679,960円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 33,037,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成27年3月31日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る | |

作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手 続 等 | 期間・期日・期限 等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成26年11月25日（火） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 平成26年11月25日（火） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 平成26年12月1日（月） 午前9時から午後5時まで 平成26年12月2日（火） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 平成26年12月4日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 平成26年11月28日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年12月5日（金） 午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年12月9日（火） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 平成26年12月15日（月） 午前9時から午後5時まで 平成26年12月16日（火） 午前9時から午後4時まで | 共通事項6のとおり |

| | | |
|------|----------------------------|-------------|
| 開札日時 | 平成26年12月17日（水） 午前10時00分 | 電子入札システムによる |
|------|----------------------------|-------------|

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第59号

平成26年亀岡市公告第29号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成28年4月1日までとする。

平成26年11月28日

亀岡市長 栗山正隆

(合格者受験番号)

・行政Ⅰ

1009 1027 1028 1038

1040 1048 1056 1061

1073 1089 1099 1104

1116 1128 1146 1148

1159 1166 1171 1181

1198

・行政Ⅱ

1519

・行政Ⅲ

1811 1812 1814

・土木Ⅱ

3502

・土木Ⅲ

3801

「揭示済」

亀岡市公告第60号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成25年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成26年11月28日

亀岡市長 栗山正隆

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 職員の採用の状況（平成25年度）

| 区分 | 試験採用 | 選考採用 | 割愛採用 | 計 |
|--------|------|------|------|-----|
| 事務・技術 | 24人 | | | 24人 |
| 保育士 | 5人 | | | 5人 |
| 指導主事 | | | 2人 | 2人 |
| 病院医師 | | 4人 | 1人 | 5人 |
| 病院看護師 | 7人 | | | 7人 |
| 病院医療技術 | 1人 | | | 1人 |
| 病院医療事務 | 2人 | | | 2人 |
| 計 | 39人 | 4人 | 3人 | 46人 |

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

② 職員の退職の状況（平成25年度）

| 区分 | 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | その他 | 計 |
|-------|------|------|------|-----|-----|
| 事務・技術 | 23人 | 3人 | 2人 | 2人 | 30人 |
| 保育士 | | 1人 | 2人 | | 3人 |
| 保健師 | | | 1人 | | 1人 |
| 指導主事 | | | 1人 | | 1人 |
| 病院医師 | | | 3人 | | 3人 |
| 病院看護師 | | | 3人 | | 3人 |
| 計 | 23人 | 4人 | 12人 | 2人 | 41人 |

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成25年度実施状況）

| 試験区分 | 申込者 | 受験者A | 1次試験合格者 | 2次試験合格者 | 最終合格者B | 競争率A/B |
|--------------------|------|------|---------|---------|--------|--------|
| 事務（上級） | 188人 | 131人 | 66人 | 35人 | 23人 | 5.7 |
| 事務（上級） 民間経験5年以上 | 59人 | 52人 | 23人 | 5人 | 3人 | 17.3 |
| 事務（初級） | 14人 | 12人 | 6人 | 3人 | 3人 | 4.0 |
| 保育士 | 16人 | 13人 | 8人 | — | 4人 | 3.3 |
| 土木（上級） | 1人 | 1人 | 0人 | — | — | — |
| | 1人 | 1人 | 1人 | — | 1人 | 1.0 |
| 土木（上級） 民間経験3年以上 | 5人 | 2人 | 0人 | — | — | — |
| | 4人 | 2人 | 2人 | — | 2人 | 2.0 |
| 病院看護師 | 2人 | 2人 | | | 2人 | 1.0 |
| | 4人 | 4人 | | | 4人 | 1.0 |
| 病院医療事務 | 2人 | 2人 | | | 1人 | 2.0 |
| | 2人 | 2人 | | | 1人 | 2.0 |

（注）1 平成25年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。

2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

| 部門 | 職員数 | | | 主な増減理由 | |
|---------|----------------|----------------|-------------|----------|----------------|
| | 平成25年 | 平成26年 | 増減 | | |
| 普通会計部門 | 議会 | 7人 | 7人 | 0人 | |
| | 総務 | 127人 | 123人 | △4人 | 事務事業統廃合等 |
| | 税務 | 34人 | 35人 | 1人 | 欠員補充による増 |
| | 民生 | 149人 | 148人 | △1人 | 退職不補充による減 |
| | 衛生 | 46人 | 45人 | △1人 | 退職不補充による減 |
| | 農林水産 | 31人 | 30人 | △1人 | 事務効率化による減 |
| | 商工 | 12人 | 12人 | 0人 | |
| | 土木 | 63人 | 64人 | 1人 | 用地業務移管等に伴う増 |
| | 計 | 469人 | 464人 | △5人 | |
| 教育部門 | 70人 | 72人 | 2人 | 事務事業統廃合等 | |
| 小計 | 539人 | 536人 | △3人 | | |
| 公営企業等部門 | 病院 | 117人 | 120人 | 3人 | 看護業務増等 |
| | 水道 | 24人 | 25人 | 1人 | お客様サービス課新設に伴う増 |
| | 下水道 | 30人 | 29人 | △1人 | 業務調整による減 |
| | その他 | 27人 | 27人 | 0人 | |
| | 小計 | 198人 | 201人 | 3人 | |
| 合計 | 737人 [839人] | 737人 [839人] | 0人 [0人] | | |

（注）1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 []内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

| 職種 | 職員数 | | 職種内容 |
|-------|-------|-------|----------------------------|
| | 平成25年 | 平成26年 | |
| 一般行政職 | 423人 | 422人 | 以下のいずれにも該当しない職 |
| 税務職 | 34人 | 35人 | 課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員） |
| 医療技術職 | 1人 | 1人 | 医療技術の業務に従事する職（理学療法士） |
| 保健職 | 21人 | 20人 | 保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等） |
| 福祉職 | 66人 | 64人 | 保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等） |
| 企業職 | 171人 | 174人 | 地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員） |
| 技能労務職 | 6人 | 6人 | 現業の業務に従事する職（給食調理員、用務員等） |
| 教育職 | 14人 | 14人 | 教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭） |
| 教育長 | 1人 | 1人 | 教育委員会教育長 |
| 計 | 737人 | 737人 | |

（注） 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

| 部門 | | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 職員数 | 465人 | 463人 | 457人 | 469人 | 464人 |
| | | 増減 | | △2人 | △6人 | 12人 | △5人 |
| | 教育部門 | 職員数 | 74人 | 77人 | 75人 | 70人 | 72人 |
| | | 増減 | | 3人 | △2人 | △5人 | 2人 |
| | 小計 | 職員数 | 539人 | 540人 | 532人 | 539人 | 536人 |
| | | 増減 | | 1人 | △8人 | 7人 | △3人 |
| 公営企業等部門 | 病院 | 職員数 | 106人 | 110人 | 111人 | 117人 | 120人 |
| | | 増減 | | 4人 | 1人 | 6人 | 3人 |
| | 水道 | 職員数 | 27人 | 27人 | 27人 | 24人 | 25人 |
| | | 増減 | | 0人 | 0人 | △3人 | 1人 |
| | 下水道 | 職員数 | 31人 | 31人 | 27人 | 30人 | 29人 |
| | | 増減 | | 0人 | △4人 | 3人 | △1人 |
| | その他 | 職員数 | 28人 | 27人 | 26人 | 27人 | 27人 |
| | | 増減 | | △1人 | △1人 | 1人 | 0人 |
| | 小計 | 職員数 | 192人 | 195人 | 191人 | 198人 | 201人 |
| | | 増減 | | 3人 | △4人 | 7人 | 3人 |
| | 合計 | 総合計 | 731人 | 735人 | 723人 | 737人 | 737人 |
| | | 増減 | | 4人 | △12人 | 14人 | 0人 |

（注） 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

① 人件費の状況（平成25年度普通会計決算）

| 住民基本台帳人口 | 歳出額A | 実質収支 | 人件費B | 人件費率 B/A | (参考) 平成24年度の 人件費率 |
|----------|--------------|-----------|-------------|----------|----------------------|
| 91,910人 | 32,573,121千円 | 462,154千円 | 5,625,098千円 | 17.3% | 15.9% |

(注) 住民基本台帳人口は、平成26年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況（平成25年度普通会計決算）

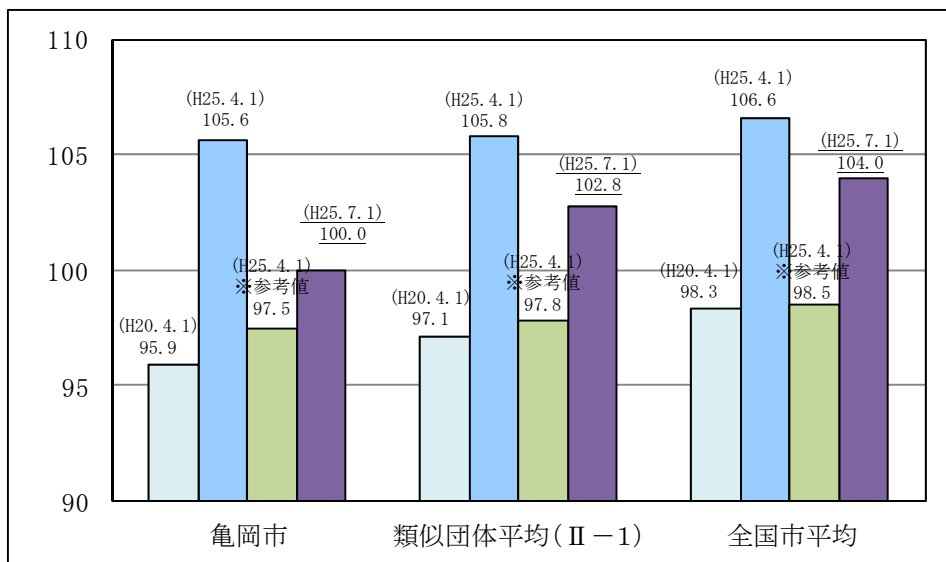
| 職員数A | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費B/A |
|------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計B | |
| 538人 | 1,971,215千円 | 574,416千円 | 780,290千円 | 3,325,921千円 | 6,182千円 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成25年4月1日現在）の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

| 区分 | 対象者 | 削減期間 | 削減効果額 |
|-------|--------------------|---------------------|------------------------|
| 管理職手当 | 部長級7%減 次・課長級5%減 | 平成14年4月1日 から当分の間 | 年間約4,000千円 (平成25年度) |

④ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(2) 特別職等の報酬等の状況 (各年4月1日現在)

| 区分 | | 給料月額等 | | |
|-------------------|---|--------------------------------------|---------|------|
| | | 平成25年 | 平成26年 | |
| 給料 | 市長 | 985,000円/月 | | |
| | 副市長 | 787,000円/月 | | |
| | 病院事業管理者 | 664,000円/月 | | |
| | 教育長 | 694,000円/月 | | |
| 報酬 | 議長 | 560,000円/月 | | |
| | 副議長 | 490,000円/月 | | |
| | 議員 | 440,000円/月 | | |
| 期末手当 | 市長 副市長 病院事業管理者 教育長 | 支給月数：2.95月分 役職加算額：(給料月額+地域手当)×15% | | |
| | 議長 副議長 議員 | 支給月数：2.95月分 役職加算額：報酬月額×15% | | |
| 退職手当 | 市長 副市長 病院事業管理者 教育長 | 算定方式 | 1期の手当額 | 支給時期 |
| | | 給料月額×在籍年数×550/100 | 2,167万円 | 任期毎 |
| | | 給料月額×在籍年数×325/100 | 1,023万円 | 任期毎 |
| | | 給料月額×在籍年数×280/100 | 744万円 | 任期毎 |
| 給料月額×在籍年数×280/100 | 777万円 | 任期毎 | | |
| 備考 | 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給 (給料月額の6%) | | | |
| | 副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給 | | | |

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

① 簡易水道事業 (平成25年度決算)

| 総費用A | 実質収支 | 職員給与費B | 総費用に占める職員給与費比率 B/A | (参考) 平成24年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|-----------|---------|---------|-----------------------|-------------------------------|
| 134,287千円 | 7,787千円 | 8,268千円 | 6.2% | 5.7% |

| 職員数A | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費B/A |
|------|---------|-------|---------|---------|-----------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計B | |
| 1人 | 4,363千円 | 749千円 | 1,696千円 | 6,808千円 | 6,808千円 |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 地域下水道事業（平成25年度決算）

| 総費用A | 実質収支 | 職員給与費B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-----------|----------|----------|---------------------------|-----------------------------------|
| 903,166千円 | 11,785千円 | 51,353千円 | 5.7% | 6.5% |

| 職員数A | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費B/A |
|------|----------|---------|----------|----------|-----------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計B | |
| 7人 | 27,419千円 | 4,371千円 | 10,382千円 | 42,172千円 | 6,025千円 |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

③ 上水道事業（平成25年度決算）

| 総費用A | 純損益 | 職員給与費B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------------|----------|-----------|---------------------------|-----------------------------------|
| 1,307,115千円 | 76,365千円 | 174,374千円 | 13.3% | 16.7% |

| 職員数A | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費B/A |
|------|----------|----------|----------|-----------|-----------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計B | |
| 24人 | 89,417千円 | 21,306千円 | 34,817千円 | 145,540千円 | 6,064千円 |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

④ 下水道事業（平成25年度決算）

| 総費用A | 純損益 | 職員給与費B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------------|----------|-----------|---------------------------|-----------------------------------|
| 1,767,334千円 | 81,783千円 | 164,994千円 | 9.3% | 9.2% |

| 職員数A | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費B/A |
|------|----------|----------|----------|-----------|-----------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計B | |
| 23人 | 84,513千円 | 19,692千円 | 32,650千円 | 136,855千円 | 5,950千円 |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

⑤ 病院事業（平成25年度決算）

| 総費用A | 純損益 | 職員給与費B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------------|-----------|-------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 2,288,143千円 | △10,650千円 | 1,012,445千円 | 44.2% | 46.0% |

| 職員数A | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費B/A |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計B | |
| 117人 | 452,299千円 | 212,475千円 | 158,328千円 | 823,012千円 | 7,034千円 |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

| 1週間の勤務時間 | 開始時刻 終了時刻 | 休憩時間 | 週休日・休日 |
|----------|--------------------------|------------------|-----------------------------------|
| 38時間45分 | 開始：午前8時30分 終了：午後5時15分 | 午後0時00分 ～午後1時 | 土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3） |

- (注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

① 年次有給休暇の制度と取得状況について

| 区分 | 原因・理由等 | 休暇の期間 | 取得実績 |
|------|--|--|--------------------------|
| 年次休暇 | 1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可 | 1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。 | 平均取得日数：8.8日 消化率：23.1% |

- (注) 取得実績は、平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に取得した平均値である。

② 療養休暇（有給）の制度について

| 区分 | 原因・理由等 | 休暇の期間 |
|------|--|---------------------------------------|
| 公務傷病 | 公務上の負傷若しくは疾病又は通 勤による負傷若しくは疾病により 療養が必要なとき | 療養を必要とする期間 |
| 結核 | 結核性の疾病により療養が必要な とき | 療養を必要とする180日以内の期間 |
| 私傷病 | その他の負傷又は疾病により療養 が必要なとき | 療養を必要とする90日以内の期間 |
| 通院 | 負傷又は疾病により通院が必要な とき | 通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内 |

- (注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

③ 特別休暇（有給）の制度について

| 区分 | 休暇の基準 | 休暇の期間 |
|----------|---|---|
| 公民権行使休暇 | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | その都度必要と認められる期間 |
| 公の職務執行休暇 | 裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 | その都度必要と認められる期間 |
| ドナー休暇 | 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 | その都度必要と認められる期間 |
| ボランティア休暇 | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 | 1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間 |
| 結婚休暇 | 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 結婚の日の5日前から1月後までの間の8日以内の期間 |
| 産前休暇 | 出産する予定である職員が申し出た場合 | 出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間 |

| | | | |
|----------|--|---|--------|
| 産後休暇 | 職員が出産した場合 | 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間 | |
| 育児時間 | 生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 1日2回それぞれ30分以内の期間 | |
| 配偶者の出産休暇 | 配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 | 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間 | |
| 育児参加休暇 | 職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 当該期間内における5日以内の期間 | |
| 子の看護休暇 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日） | |
| 短期介護休暇 | 職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき | 1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日） | |
| 生理休暇 | 生理のために勤務することが著しく困難である場合 | 1回について2日以内で必要とする期間 | |
| 妊娠の通院休暇 | 妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 | 次の区分によりその都度必要と認められる期間 | |
| | | 妊娠23週まで | 4週間に1回 |
| | | 妊娠24週～満35週まで | 2週間に1回 |
| | | 妊娠36週～出産まで | 1週間に1回 |
| 出産後1年まで | その間に1回 | | |
| 妊娠障害休暇 | 妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合 | 30日以内で必要と認められる期間 | |

| | | | |
|-----------|--|---|--------|
| 服喪休暇 | 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 親族 | 日数 |
| | | 配偶者 | 10日 |
| | | 父母 | 7日 |
| | | 子 | 5日 |
| | | 祖父母、曾祖父母 | 3日 |
| | | 孫 | 1日 |
| | | 兄弟姉妹 | 3日 |
| | | おじ、おば | 1日 |
| | | 父母の配偶者、配偶者の父母 | 3日(7日) |
| | | 子の配偶者、配偶者の子 | 1日(5日) |
| | | 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 | 1日(3日) |
| | | 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 | |
| | | おじ又はおばの配偶者 | 1日 |
| | | 1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する 2 同一生計の場合は()内の日数とする | |
| 父母等の追悼休暇 | 職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合 | 1日以内で必要と認められる期間 | |
| 夏季休暇 | 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間 | |
| 災害被災休暇 | 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 | 7日以内でその都度必要と認められる期間 | |
| 感染症交通遮断休暇 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合 | その都度必要と認められる期間 | |
| 災害交通遮断休暇 | 地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合 | その都度必要と認められる期間 | |
| 事故休暇 | 交通機関の事故等の不可抗力の場合 | その都度必要と認められる期間 | |

④ 介護休暇（無給）の制度について

| 区分 | 休暇の基準 | 休暇の期間 |
|------|---|--------------------------------|
| 介護休暇 | 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る | 2週間以上6月以内の連続する期間において必要とする日又は時間 |

4 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（平成25年度）

| 区分 | 原因・理由等 | 取得者数（承認期間別） | | | |
|------|---|-------------|-----|-----|-----|
| | | ～1年 | ～2年 | ～3年 | 計 |
| 育児休業 | 3歳未満の子を養育するとき | 5人 | 6人 | 1人 | 12人 |
| 部分休業 | 小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内） | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

（注）平成25年度に新たに当該休業を取得した件数である。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（平成25年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

| 処分事由 | 処分件数 | | | | | 実休職者数 |
|------------------------------|------|----|-----|----|-----|-------|
| | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 計 | |
| 勤務成績が良くない場合 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0人 |
| 心身の故障の場合 | 0件 | 0件 | 24件 | 0件 | 24件 | 7人 |
| 適格性を欠く場合 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0人 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0人 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0人 |

（注）1 平成25年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（平成25年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

| 処分手由 | 処分件数 | | | | |
|--------------------------|------|----|----|----|----|
| | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 計 |
| 法令に違反した場合 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 |

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成25年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

| 内容（条例に基づくもの） | | 件数 |
|--------------------|--------------------------|------|
| 研修を受ける場合 | | 2件 |
| 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | | 413件 |
| その他任命権者が必要と認める場合 | 子の保育参観、授業参観に出席する場合 | 110件 |
| | 職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合 | 7件 |
| | その他（消防団活動等） | 0件 |

（注）平成25年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成25年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

| | |
|------|-----|
| 許可件数 | 71件 |
|------|-----|

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成25年度）

| 研修区分 | | 延べ 実施日数 | 受講者数 |
|---------|--|------------|--------|
| 人事課主催研修 | 新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 コーチング研修 メンタルヘルス研修 セルフイノベーション研修 アサーション研修 リーダーシップ研修 チームワーク強化研修 自律的な仕事の進め方研修 京都学園大学連携市政研修 職員倫理研修 育成面談研修 男女共同参画研修 法制執務研修 情報セキュリティー研修 人権講演会 ほか | 46日 | 2,249人 |
| その他研修 | 派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか) | 344日 | 149人 |
| | 職場研修 | 123日 | 2,242人 |
| 合計 | | 513日 | 4,640人 |

(2) 勤務成績の状況（平成25年度）

| 評定結果 | | | | | |
|-------|------|--------|------|----|------|
| A | B | C | D | E | 計 |
| 極めて良好 | 特に良好 | 良好（普通） | やや不良 | 不良 | |
| 94人 | 34人 | 449人 | 4人 | 5人 | 586人 |

(注) 育児休業中の職員、医療職を除く。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（平成25年度）

| 区分 | 主な項目 | 受診者数 |
|------|--------------|------|
| 健康管理 | 定期健康診断 | 381人 |
| | 人間ドック | 334人 |
| | 頸肩腕腰痛特殊健康診断 | 79人 |
| | VDT作業従事者健康診断 | 264人 |

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成25年度）

| 亀岡市実施分 | 亀岡市職員互助会事業 | | | | 福利厚生事業 に係る決算額 |
|------------------|------------|-------------|---------------|-----------------------|------------------|
| 公費負担 決算額 A | 公費負担額 B | 互助会会員数 C | 公費補助率 | 1人当たり 公費負担額 B/C | |
| 4,532千円 | 13,993千円 | 741人 | 本給の 0.6%以内 | 18,884円 | A+B 18,525千円 |

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成25年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成25年度）

事案なし

「揭示済」

任免及び辞令

中川 國彦
 松井 やす子
 矢野 隆弘
 矢田 勲
 (各 通) 八木 辰夫
 吉岡 眞知子
 前田 厚子
 松本 行雄
 三宅 基子

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します
 任期は平成29年10月31日までとします
 平成26年11月1日

江口 昌道
 亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
 任期は平成28年9月4日までとします
 平成26年11月21日

木藤 伸一朗
 坂本 信雄
 佐藤 裕見子
 伊藤 秀一
 佐々木 幸枝
 田中 美賀子
 西崎 豊
 (各 通) 藤岡 美紀子
 前平 貞二
 山本 仁士
 牛田 眞
 高木 玲子
 高橋 昭人
 田中 善平
 森下 明美

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します
 任期は平成28年11月25日までとします
 平成26年11月26日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第51号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成26年11月28日

亀岡市選挙管理委員会
 委員長 野崎千恵子

- 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 縦覧の期間 平成26年12月2日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第52号

平成26年12月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成26年11月28日

亀岡市選挙管理委員会
 委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成26年12月3日から
同月7日

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第53号

平成26年12月14日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成26年11月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

省 略

「掲示済」

公 告

亀岡市選挙管理委員会公告第2号

平成27年1月25日執行予定の亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補予定者説明会の日程を次のとおり変更する。

平成26年11月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

記

| | |
|-----|----------------|
| 日 時 | 変更前 |
| | 平成26年12月13日(土) |
| | 午後1時から |
| | 変更後 |
| | 平成26年12月21日(日) |
| | 午後1時から |

「掲示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の取消しの告示

平成26年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第9条第1項の規定により亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定辞退届が提出された。

よって、同規程第10条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第15条第1項第2号の規定により告示する。

記

1 辞退した日

平成26年11月17日

2 辞退した業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|----------------|---------------|--------------------|
| 167 | 株式会社 吉岡敬工務店 | 代表取締役 吉岡 清 | 亀岡市篠町柏原町 頭44番地1 |

「揭示済」